

# 議会改革協議会 報告書

議会改革協議会

(令和3年3月～)

# 報告にあたって

今任期の議会改革協議会については、令和3年3月19日に開催された代表者会議で、設置することが申し合わされました。

この申し合わせを受けて、所属議員5名以上の会派の幹事長ほか1名ずつ、計10名を構成員とし、同年6月15日に第1回会議を開催しました。

「多様な手段による議会活動の報告等」、「議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化」、「議会におけるDXの推進」、「市民参加の促進」、「多様な人材が活躍できる議会の環境づくり」、「議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等」の6つの協議事項について、精力的に協議を行い、協議結果がまとまりましたので、報告します。

令和5年2月

議会改革協議会

座長 田仲 常郎

## 議会改革協議会 委員名簿

会 派 名	氏 名
自民党・無所属の会	田仲 常郎 三原 朝利 (~令和4年12月1日)
公 明 党	本田 忠弘 渡辺 修一
ハートフル北九州	白石 一裕 森本 由美
日 本 共 産 党	山内 涼成 出口 成信
自 民 の 会 (~令和4年9月13日)	日野 雄二 (~令和4年9月13日) 戸町 武弘 (~令和4年9月13日)

◎ 所属議員が5名以上の会派の幹事長ほか1名で構成

## 協議経過

会議	日時	協議事項
第1回	令和3年6月15日(火) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による議会活動の報告等</li> <li>・議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> </ul>
第2回	令和3年9月28日(火) 午後1時15分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による議会活動の報告等</li> <li>・議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> </ul>
第3回	令和3年12月9日(木) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による議会活動の報告等</li> <li>・議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議会におけるDXの推進</li> </ul>
第4回	令和4年2月18日(金) 午前11時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による議会活動の報告等</li> <li>・議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化</li> <li>・議会におけるDXの推進</li> </ul>
第5回	令和4年3月22日(火) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の促進</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>
第6回	令和4年6月16日(木) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の促進</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>
第7回	令和4年7月21日(木) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の促進</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>
第8回	令和4年9月29日(木) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>
第9回	令和4年11月22日(火) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会におけるDXの推進</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>
第10回	令和4年12月14日(水) 午後1時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会におけるDXの推進</li> <li>・多様な人材が活躍できる議会の環境づくり</li> <li>・議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等</li> </ul>

# 協議結果

## 1 多様な手段による議会活動の報告等

### (1) SNSなどを活用した情報発信等

- SNSについては、まずはF a c e b o o kとT w i t t e rについて本市議会のアカウントを作成し、本市議会ホームページの「新着情報」に掲載する内容の発信から始めるとともに、本市の公式L I N Eやdボタン広報誌を活用した議会情報の発信についても、本市執行部との協議を進める。
- ・ 本市議会のアカウントを作成し独自に運用するSNSについては、まずは、他政令指定都市の議会の多くが活用し、費用のかからないF a c e b o o kとT w i t t e rを利用するとともに、本市の公式L I N Eやdボタン広報誌を活用した議会の情報の発信についても、本市執行部との協議を進める。他のSNSの活用については今後、費用対効果や他議会の状況等を勘案のうえ、研究を続ける。
- ・ 発信する内容については、まずは、本市議会ホームページの「新着情報」に掲載する内容をプッシュ型で発信することから始めるとともに、同ホームページに掲載する新着情報等についても、常任委員会における議論の状況や、より市民に議会への関心を持っていただくための議員による議論の動画等について情報発信すべきとの意見もあることから、今後、運用する中で適時、さらなる充実、積極的な発信に向け継続的に検討する。
- ・ SNSの運用については、まずは市議会事務局において、事務負担に十分留意のうえ情報発信を行うが、議員による広報委員会等の設置が必要との意見もあることから、今後、運用する中で設置の必要性について意見があれば、その際に改めて協議を行う。

## (2) 議会活動の市民周知

- 議事堂見学は引き続き積極的に実施するとともに、議事堂の一般公開については今後、議事堂の安全管理面や人員体制等、施設管理上の課題等を勘案のうえ、議会や執行部の行事開催時等、実施可能な機会があれば具体的に検討する。
- 定例会開催等の周知については、比較的安価に実施することができるデジタルサイネージや立て看板等を活用し、市民に対する積極的な周知を行う。
- ・ 議事堂見学や一般公開については、現在、本市議会は他政令指定都市議会と同程度の取組を行っているが、他政令指定都市議会では親子議場見学会等の議会の主催行事や、市役所見学ツアーなどの執行部の行事とタイアップするなどして、積極的に議場見学や一般公開を行っている。今後、議事堂の安全管理面や人員体制等、施設管理上の種々の課題を検討しながら、実施可能な機会があれば具体的に検討する。
- ・ 定例会開催等の周知については、現在、市政テレビやラジオなどを活用しているが、定例会等が開催されていることを知らない市民も未だ多くいらっしゃる。他政令指定都市の議会では公共交通機関の中吊り広告やデジタルサイネージ、立て看板等により周知を図っているところもあるが、公共交通機関の中吊り広告やテレビコマーシャルには多額の費用がかかることから、まずは比較的安価に取り組むことができるデジタルサイネージや立て看板等を活用し、市民へより積極的な周知を行う。

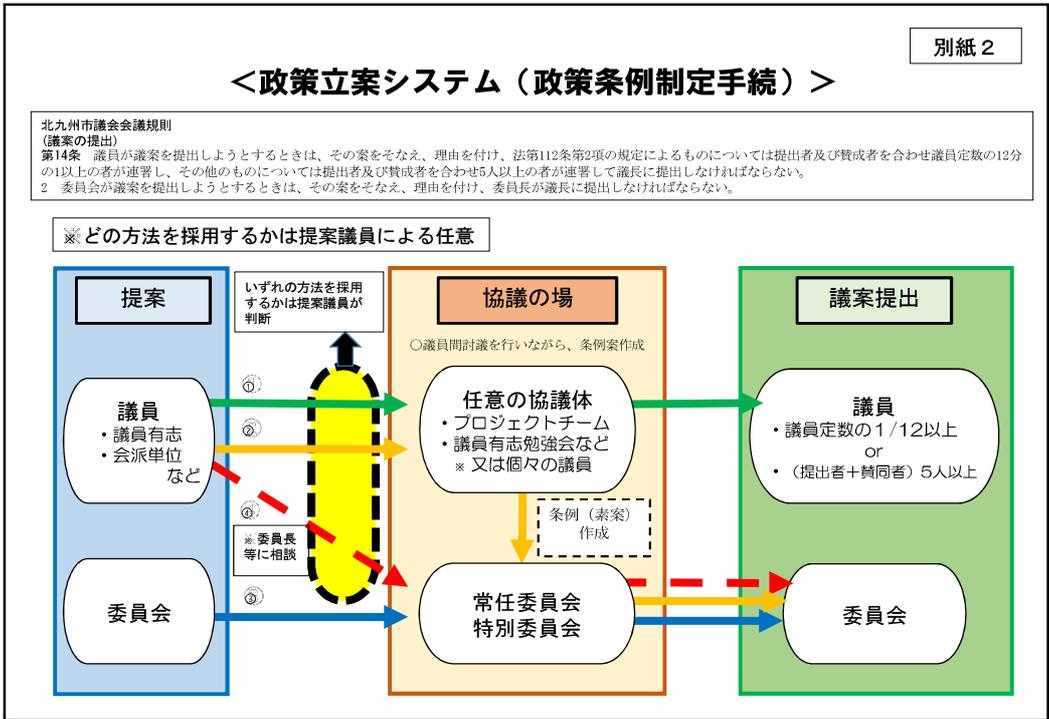
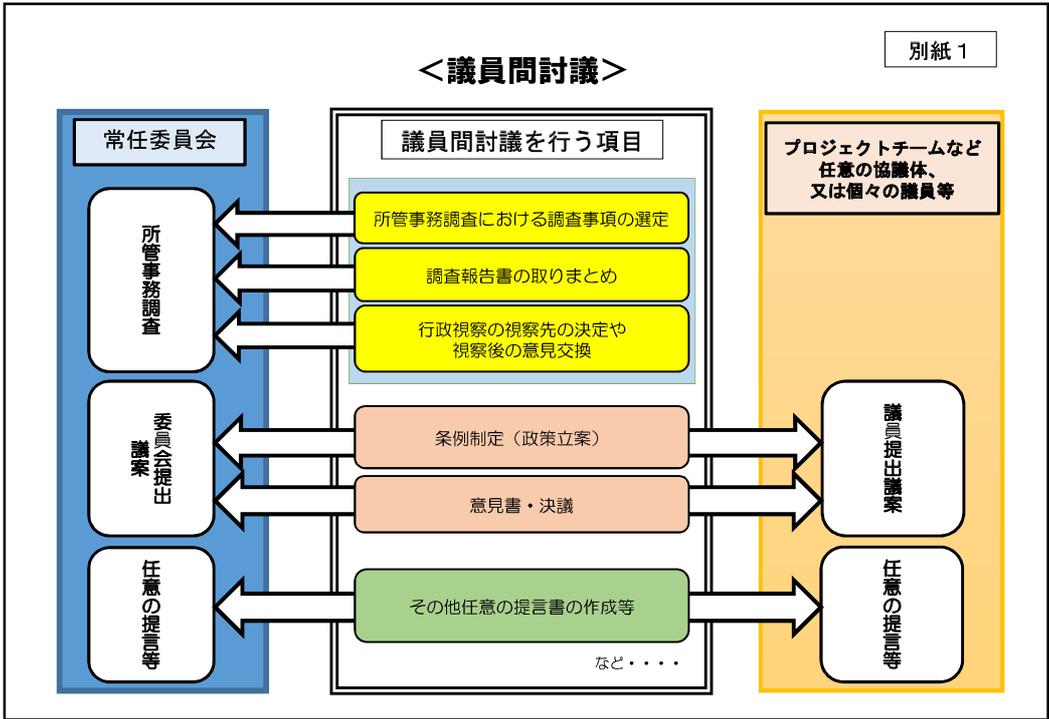
## 2 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化

### (1) 議員間討議の活発化及び議員の政策立案能力等の向上

- 議員間討議については別紙1のとおり、常任委員会において所管事務調査事項の選定や報告書の取りまとめなどについて積極的に討議することを基本としつつ、その他、討議を必要とする案件があれば、各委員長による議事整理のもと必要に応じて協議し、討議する。また、内容によっては、必要に応じてプロジェクトチームなどを設置し討議を行う。

討議に当たっては、議員は市民からの負託に応えるため、討議事項について事前にしっかりと調査のうえ臨み、委員長等を中心に全員が協力して議員や会派の意見、主張について議論を交わせる土壌を作っていくなど、さらに活発な討議が行われるよう努めていく。

- 政策立案システムについては別紙2のとおり、常任委員会において積極的に政策立案や政策提言を行うことを基本としつつ、複数の常任委員会にまたがる案件等、内容によってはプロジェクトチームを設置するなど従前どおり、議員が多様な方法を選択できることとし、市議会事務局は議会による政策立案及び政策提言に係る円滑な活動の確保について支援する。



### 3 議会におけるDXの推進

#### (1) 議場におけるパソコン・タブレット端末の活用

- 議場におけるスクリーンやディスプレイの設置によるパソコン・タブレット端末の活用については、平成29年に設置した本協議会において「多額の費用を要するとともに、日進月歩で電子機器の改良が進むことから、今後、議事堂建て替えの際に、設置の検討を提案することが適当である」旨、代表者会議に報告したが、他政令指定都市の議会においても現時点で同報告内容と同様、多額の費用を要しており、また、コロナ禍により本市財政状況も厳しいことから従前と同様、今後、議事堂建て替えの際に、設置の提案をすることが適当である。

#### (2) 常任委員会のオンライン化

- 常任委員会のオンライン開催については現在、他政令指定都市の議会における実施事例が少なく、また、委員会条例等の改正を要するなど、委員会運営の大きな変更を伴う重要な案件であることから、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について研究し、多くの事例が蓄積された際に改めて慎重に議論する。
- ・ 現在、他政令指定都市の議会において委員会条例等を改正し、委員会のオンライン開催が可能となっている5市のうち、実際に開催したのは2市のみであり、開催に当たってはオンライン配信機材等の整備に多額の費用を要することや、議事の公開要請への配慮など運営に当たっての課題も多いため、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について研究する必要がある。

- ・ 感染症のまん延や災害が発生した場合等における議会活動継続のための委員会のオンライン開催については、議会運営委員会において協議を進め、令和4年12月定例会において関係条例等の改正がなされた。

### (3) オンラインミーティングの実施（ZOOM等のアプリの活用）

- web会議システムを活用したオンラインミーティングについては、条例改正等を要さずに実施可能な議会改革協議会や市議会だより編集委員会等の任意の協議体において、できるところから試行的に実施する。
- ・ 任意の協議体におけるオンラインミーティングの実施に当たっては、委員会の場合のような条例等の改正が不要であり、また、通信回線の不具合等により定例会の進行全体に影響を及ぼすようなこともなく、無償で提供されるアプリケーションの活用により新たな費用負担なくタブレット端末のみで実施できることから、実施可能な機会を捉え試行していく。

### (4) タブレット端末の双方向での活用

- タブレット端末の双方向での活用については、委員会や協議体、また、各会派や各議員において創意工夫を凝らし積極的に、必要に応じて協議し、可能な方法により活用していく。
- ・ 他政令指定都市の議会においても本市議会と同様、タブレット端末は、ペーパーレス化を主な目的として導入し活用している状況であるが、双方向での活用については、議員による調査活動や、議員間又は執行部との情報交換等、様々な活用が可能であると考えられる。

- 本市議会がタブレット端末を導入した主目的である、議会活動の効率化やペーパーレス化をさらに推進するため、議員がタブレット端末の使用を徹底し、特に、議員が本市執行部から説明を受ける際には、議員及び執行部双方が積極的にタブレット端末を使用する。また、市議会事務局はタブレット端末の活用が円滑に行われるよう支援する。

## 4 市民参加の促進

### (1) 若者世代への主権者教育、市民参加の促進

- 議事堂を活用した受け入れ型の主権者教育について、まずは議会傍聴や議事堂見学の受入を積極的に推進するため、今まで以上に広く市民にPRするとともに、教育委員会や選挙管理委員会等と連携し、投票率の向上につながる効果的な主権者教育の在り方について研究を続ける。
- ・ 具体的には、社会見学メニューとしての議事堂見学や議事堂を使った模擬議会の実施など、現在、平和学習に主権者教育等を組み合わせて実施している「平和のまちスタディツアー」の取組みを通じて、特色ある学校の好事例について共有を図るなど、主権者教育の更なる充実に向けて検討を進める。
- ・ 市民団体等による議事堂を活用した模擬議会の実施等についても、広く受け入れるとともに、主権者教育及び市民参加の促進に向けて、市議会事務局等において積極的な支援を行う。
- 学校等に出向くアウトリーチ型の主権者教育として、「市議会の仕組み」や「市議会と行政の関係」などを理解してもらうため、市議会事務局職員による出前講演の取組みを積極的にPRする。また、将来的には教育委員会や選挙管理委員会等との連携により、政治的中立性を確保しつつ、議員自らが出向いて「選挙制度」や「投票することの大切さ」などを説明する仕組みについて研究する。

### (2) 有権者への情報伝達方法の改善

- 期日前投票が増えている現状を踏まえ、選挙公報の可能な限りの早期配布を選挙管理委員会に要請する。また、選挙終了後も選挙公報をインターネット上で継続して閲覧できるなどの改善を求め、今後も有権者へのわかりやすい情報伝達のあり方について研究を行うよう要請する。

## 5 多様な人材が活躍できる議会の環境づくり

### (1) ハード・ソフト両面からの検討

検討にあたり、議員の現状認識や将来あるべき姿等の考えを知るため、全議員を対象とした「多様な人材が活躍できる議会の環境づくりに関する議員アンケート」（回収期間：令和4年7月25日～8月19日）を実施。

■ 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりに向けて、ハード面での議事堂の設備の充実については、託児所や授乳室、点字案内板の設置などが考えられるが、いずれも多額の費用を要することから、あらためて他の議会における設置状況や課題等について研究のうえ、今後、議事堂建て替えの際に、設置の検討を提案することが適当である。なお、議員の要望等があり、対応等が可能な場合は柔軟に検討していく。

■ ソフト面での環境づくりについては、本会議や委員会へのリモート参加、議員の能力向上研修・倫理研修の充実などを求める意見が多く見られたため、実施可能なものから取り組むべきと考える。

- ・ 現在の地方自治法では本会議への出席は「議場にいること」と解釈されており、オンライン開催は認められていないため、本会議のオンライン開催に向けた法改正等については、今後の国等での議論の動向を注視していく。また、委員会のオンライン開催については、前述のとおり、議会運営委員会において具体的な協議を進め、関係条例等の改正がなされた。
- ・ 議員の能力向上研修については、地方分権時代に対応した市議会を目指し、高度な政策立案能力の向上やこれらに伴う知識を養うために、政策立案支援事業の講演会などを通じて、議員の能力向上を図る取組みを充実させていく。

- ・ ハラスメント防止に向けた取組については、他都市の先進事例等、情報の収集や共有に努め、市議会事務局による議員に対するハラスメント研修の実施を求めることとし、今後も議員改選の年に継続的に実施していくことで議員の倫理観や意識の向上を図る。
- ・ ハラスメント防止のための規定の整備や相談窓口の設置等については、今後も全国市議会議長会や他政令指定都市議会の状況等を注視しながら、情報収集に努めることとする。

## 6 議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等

### (1) バリアフリー化の推進

- 議事堂のバリアフリー化の推進については、平成29年度に設置した本協議会においても議論され、可能なところから様々な改善がなされた。聴覚障害者への配慮として、議場の傍聴席にモニターを設置し、AI音声認識システムにより文字化して表示する設備を導入している議会も見られるが、現時点では他政令指定都市の議会における導入事例が少なく、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について不断の研究をする必要がある。
- ・ 将来的には、傍聴席にモニターを設置して、本会議での発言をリアルタイムで文字表示することで、聴覚障害のある方も安心して議会傍聴いただけるよう設備を整えていくことを提案する。

### (2) 設備の充実等

- 議場の議員席への電源設置や、議場の椅子の更新については、大規模な施設改修を伴い多額の費用を要することから、議事堂建て替えの際に、設置等の検討を提案することが適当である。それまでの対応として、緊急の事態に備えて議場にタブレット端末用の予備モバイルバッテリーを配備すべきとの意見が多かったことから、予算の範囲内での対応について検討を進めるよう提案する。